

## 議案第 1 2 4 号

## 訴えの提起について

次のとおり国民健康保険診療報酬等の返還に関し、訴えを提起することについて、議決を求める。

1 相手方 埼玉県内医療機関院長

2 事件名 診療報酬返還請求事件

## 3 事件の内容及び趣旨

相手方は、平成 2 8 年 6 月から令和 2 年 1 月までの間、八潮市に対して、市の国民健康保険被保険者に係る診療報酬等として 1 1, 4 2 8, 7 6 7 円を、生活保護受給者に係る医療費として 5, 7 8 1, 5 5 0 円を過大に請求し、同額の利得を得た。

市は、相手方に対して本件不当利得の返還を求めたが、いまだに返還に応じていないため、市は、相手方に対し、本件不当利得として 1 7, 2 1 0, 3 1 7 円、遅延損害金及び訴訟費用の支払を求める訴えを提起するものである。

## 4 事件に対する取扱い

本訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

## 提 案 理 由

診療報酬返還請求事件に関して訴えを提起したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、この案を提出するものである。